

事 務 連 絡

平成28年9月8日

社会福祉法人 理事長 様

函館市保健福祉部指導監査課長

同一建物における共同生活援助と通所系サービスの事業についての
取り扱いについて

平素より、当市の保健福祉行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、当市におきましては、同一建物における障害福祉サービスのうち、
共同生活援助と通所系サービスの実施について、別紙のとおり取り扱いを
定めましたので通知いたします。

函館市保健福祉部指導監査課

障害等担当：鈴木（TEL 21-3925）